

商品形態と価値規定

—— 宇野原理論体系の問題点(1) ——

村 上 和 光

はじめに

- I 宇野・商品形態論の構造と展開
- II 宇野・商品形態論の意義と問題点
- III 商品形態と価値規定

はじめに

あらためていうまでもなく、宇野原理論体系は、マルクス『資本論』体系を創造的に発展させた1つの独創的理論体系として位置づけられてよい。その場合、周知のように、この宇野体系は『資本論』に対して極めて厳しい内在的批判を含むものであったため、その分だけ、宇野体系に向けられた「中傷と罵倒」とは、まさしく目と耳を塞ぎたくなるような苛烈さを巻き起こした¹⁾。しかし、マルクス理論への関心が急速に冷却化するとともに、宇野理論体系へのそのような「無意味な外在的批判」も今や全く姿を消し、それによって、宇野理論体系に対する内在的検討を冷静に開始し得る地点に今ようやく立ち至った——ようにも思われる。

そうであれば、本稿の意図と課題とは、差し当たり以下のように整理可能ではないか。すなわち最初に、これまで具体的に考察を重ねてきた通り、宇野体系は、『資本論』への内在的批判作業を通して、『資本論』体系によって基本的に解明された「資本制生産システムの体系的運動法則分析」を、ヨリ一層洗練された高い水準へと引き上げた——と意義付けされてよい。まさにこのような評価こそがまず前提に置かれる必要があるが、にもかかわらず、この

ような意義を持つ宇野原理論体系にも、さらに考察を深めるべき論点がおお数多く残されているように思われる²⁾。換言すれば、宇野原理論体系を巡る膨大な論争成果を下敷きにしたうえでも、現時点で改めて振り返ってみると、宇野原理論体系に検討メスを入れていく課題がおお少なくはないということに他ならない。これこそ、繰り返し宇野原理論体系を考察対象に設定するその所以である。

差し当たりこのような課題構図を描き得るにしても、宇野原理論体系への内在的検討が一挙に果たし得ない点もまた自明であろう。というのも、宇野体系は、そのロジックの「体系的構築性＝緻密性」にこそその1つの特徴を有している限り、宇野体系への内在的検討もその体系性を求められるのは当然だから——であって、宇野体系のさらなる拡充化を目指す検討作業にも、宇野原理論体系に対応した、そのような「体系的な批判体系」の設定こそが不可欠になってくる。そこでまず本稿では、宇野原理論体系におけるその画期的成果の1つをなす、「流通形態論の端緒」を構成する「商品論」からこそ、その考察をスタートさせていきたい。

I 宇野・商品形態論の構造と展開

[1]商品形態論の構造 まず全体の前提として、(1)宇野・商品形態論の「構造」から立ち入っていこう。いま、宇野『経済原論』上(岩波書店、1950年——以下、旧『原論』と略称³⁾)に従って宇野・商品論の構成整理を試みれば、例えば以下のような構図を描き得る。すなわち、まず第1に①「商品論への導入」が図られて、原理論全体の端緒には何よりも商品論が設定されるという、その必然性が示される。そしてそれを前提にしてこそ、第2に②「商品の2要因——価値と使用価値」分析へと移り、使用価値との関連に即しつつ、「価値規定」が構造的に解明されていく。しかしその場合、かかる「商品の2要因」は決して個別商品の次元でその展開が完結するのではなく、その性格上、「あらゆる商品が互いに商品としての関係を展開するもの」(旧『原論』30頁)とならざるを得ない以上、結局第3として、価値規定は必然的に③「価値形態の展

開」に帰結する以外にはない——と説明されることになる。

このようにみてよければ、宇野・商品形態論は、全体として、以下のような「構造」を持つと集約可能ではないか。すなわち、「商品の端緒規定」→「商品の2要因論」→「価値規定論」→「価値形態論」という論理構成に他ならず、宇野体系にあっては、このような総合的図式に立脚してこそ、「商品形態の特質解明」が目指されているのだと思われる。

〔2〕商品形態論の展開 次に早速②宇野・商品形態論の「展開」へと進もう。そうであれば第1に①「商品導入論」が最初に問題となるが、商品論全体の出発点には、まず以下のような(イ)「資本主義社会認識」が置かれる。すなわち、「資本主義社会としては、あらゆるものが商品化するものといってよい」が、この「あらゆるものが商品化するということは、単に生産物が商品として交換されるというのではなく」、「商品が商品によって生産されることであって、それは実は資本の生産過程に外ならない」(旧『原論』25頁)——のだと。要するに、「『商品による商品の生産』からなる『資本の規定性』」という極めて重要な命題が設定をみるわけであって、この点が「商品導入論」のまさしく基軸をなそう。まさにそこを基点としてこそ、続いて(ロ)「商品への還元ロジック」が示されるのであり、具体的には、「ところが資本なる概念は貨幣を明らかにすることなくしては理解されないし、貨幣は商品を前提としないでは解明されない」(同)と論理が進んでいく。こうして、「資本主義社会→資本→貨幣→商品」という分析過程の到達点としてこそ「商品形態」が設定をみるといってよく、その点で、まさしく「商品導入論理」の明確な提示だと考えられよう⁴⁾。

以上の作業を経て(ハ)「商品論の位置」が最終的にこう明示されることとなる。「そこでこの篇では、先ず個々の商品から出発して、あらゆるものが商品化してゆく過程において、展開される商品、貨幣、資本の流通諸形態の発展を明らかにする。この形態的発展が明らかになって始めてあらゆるものを商品化する資本の生産過程を明らかにすることが出来るのである。」(旧『原論』25-26頁)

要するに、「商品は最も単純な流通形態ということが出来る」(旧『原論』27頁)点が確定されていくが、この「商品導入論」に立脚して、次に第2として②「商品の2要因論」へ入る。すなわち、まず何よりも最初に(イ)「価値規定」が設定されるといってよく、最初に、「商品は、まず第1に種々の人々の手に種々

なる物としてありながら質的に一様な、単に量的に異なるにすぎないという性質をもっている」(旧『原論』28頁)という「商品の形態的特質」を示したうえで、その焦点をなす「価値規定」が以下のように説明されていく。

「価値としての商品は、物としてはいかに異なるにしても、すべて同質のものとして計量し得るのであって、その点では個々の商品は全社会の商品の総価値量の幾分子かを分有するものとしてある。」(同)

周知の通り、『資本論』とは異質の、「投下労働量」規定とは独立した、まさに「形態規定」に立脚した「価値規定」こそが特徴的ではないか⁵⁾。つづめていえば、宇野・商品論における「価値規定」は、何よりも、「商品としての、『同質性・全面性・計量性』」を発現させる、いわばその「性質」——にこそ還元されてよいが、このような——実体規定を「意識的に」排除した——「形態的価値規定」が猛烈な批判を呼び起こしたことは当然であった。

そのうえで、「商品の2要因」のうち1つを構成する(ロ)「使用価値規定」に入り、「なんらかの自然的性質を有し、なんらかの役に立つ物」とまず定義される。換言すれば、それは、「価値とは反対にその質的相違によって使用価値である」(同)ということに他ならないが、しかしその場合に注意すべきは、「商品としての使用価値は単なる使用価値ではない」点の強調であって、その意味が例えば以下のように提示されていく。つまり、「それは商品の価値が使用価値と離れてはあり得ないと同様に、価値と離れてはあり得ない使用価値である」(同)とされる。要するに、「価値をもたない使用価値は商品ではない」(同)ということに他ならず、言い換えれば、それは、まさに「他人にとっての使用価値」の別表現になっていよう⁶⁾。

以上のような「価値—使用価値」の個別的考察をふまえて、最後に(ハ)その「相互連関」の総括が試みられる。すなわち、まず、「商品は、かくのごとくまったく相反する二要因からなるものであるが、それは同時にまた商品が、そのままでは価値でも、使用価値でもないことを示すものに外ならない」(旧『原論』29頁)として、「二要因」の「相反性」が前提的に明確化されるが、しかしそのポイントがこの「相反性の構造」にこそあるのはいうまでもない。というのも、「それは単に価値と使用価値との二要因が結合せられ、統一せられてある」という「静態的」関係には止まらないからであって、「なんらかの使用価値」

としてのみ存在する商品は、一方で、「その所有者なる売手にとっては価値であるが、使用価値として役立つものではない」と同時に、他方で、「非所有者たる買手にとっては、その反対に使用価値として役立つべきものを相手が所有しているという関係にある」(同)—— という「動態的構造」こそが重要になろう。まさしくここからこそ、「商品の使用価値は他人のための使用価値であるが、しかし単に他人のための使用価値でもなく」、さらに正確に言えば「すでに価値を有する使用価値である」(同)という、「二要因の相互関連」に関する、宇野理解の基本枢軸が導出可能になるといってよい。そしてそうだからこそ、それを根拠として、「それは他の商品と交換せられて始めて使用価値となり、価値としても実現せられる」(同)という、「商品における交換の必然性」もまた論理的に設定可能になっていくのではないか。

そして、この「交換必然性論」は、同時に、次の「価値形態論」への媒介規定としての意味をもつ。つまり、「商品はあらゆる商品と交換せられ得るものでなければならない」以上「商品の交換は、特殊な形態をもって行われる」以外にはないとされつつ、「商品の二要因たる価値と使用価値との関係……から必然的に展開される」、まさにこの「特殊な形態」の解明を課題としてこそ、次の「価値形態論」への移行⁷⁾が設定されていく。要するに、「あらゆる商品が互いに商品としての関係を展開するものとして、即ち価値形態として明らかにしなければならない」(同)のだ—— と。こうして「二要因論→価値形態論」への必然的移行が確認できる⁸⁾。

そこで第3として③「価値形態論」がこよう。何よりも最初にまず(イ)その「課題・方法」が設定されるのであり、「商品の二要因」から帰結するその制約によって、「商品の価値は、それ自身で自らを表現し得るものではなく」、「同質性は他の商品によらなければ表現されない」(旧『原論』31頁)という、価値表現の基本構図が予め示される。そして、この価値表現の現実的な定式である、例えば「リンネル1ヤール=金何円」という表現も、「実は……1商品の価値が他の商品の一定量によって表現せられる交換価値の発展した形態にすぎない」—— とされ、まさにこの理解をふまえつつ、そこから、「価値形態論の課題・方法」がこう設定されるといってよい。すなわち、「商品の交換価値は、かかる形態に発展せざるを得ないのであって、われわれは進んで何故にそう

なるかを明らかにしたいと思う」(同)と。

それに続いて(ロ)「価値形態論の展開」に進むが、—— 具体的内容に関してはずでに別の機会に詳細な検討を終えているのでここではその骨格のフォローに止めるが—— その基本的図式は以下のような軌跡を描く。すなわち、最初に(a)「簡単な価値形態」では、それが、「リンネル1ヤール=金何円」という現実的形態の「底にひそむ」形態であるという「抽象性」⁹⁾がふまえられた後、ヨリ内容的には、「リンネルの価値は、使用価値を異にする他の商品の使用価値がそれと交換される」という「回り道によって表現せられなければならない」(旧『原論』32頁)—— ことになる、その「価値表現の特質」が示される。しかもさらに重要なのは、この「価値表現の方式」がいわば構造的に立ち入って明示された点であって、こういわれる。

「元来、リンネル10ヤールは5ポンドの茶に値するという場合は、リンネルを商品として所有する者が、自分の欲する5ポンドの茶に対してならばリンネル10ヤールを交換してもよいという関係を表示するものであって、厳密に言えば茶はなおリンネルと交換に提供されていなくてもよいわけである。」(旧『原論』33頁)

まさしく極めて重要な指摘に他ならず、宇野体系による、「価値表現における『欲望の媒介不可避性』=『主観性』」¹⁰⁾の明瞭な提示だといってよい。しかしそれだけではない。しかも、この「価値表現の主観性」が発揮する論理的射程距離はさらに一層大きいのであって、この「主観性」理解からこそ、もう一歩進んで、一方の「リンネルの所有者は、交換を求めながら自らは交換を要求し得ない地位にある」のに対して、他方の「茶の所有者は必ずしもリンネルとの交換を求めているわけではない」のに「ただちにリンネルと交換を求め得る地位にある」—— という、「まったく相対立した両極的性質」(旧『原論』34頁)もが導出されていく。いうまでもなく、「等価値形態の『貨幣性』」の秘密解明以外ではあるまい。

こうして、この宇野「簡単な価値形態」論において「価値表現の特質・機構・効果」がほぼ明らかにされるが、「そうでないとリンネルは商品であるとはいえない」以上、「リンネルはリンネル所有者の欲するだけの商品によってその価値を相対的に表現せられる」(旧『原論』35頁)として、続いて場面は(b)「拡大されたる価値形態」へと移る。そしてその場合、「価値表現の方式」自体はずで

に解明済みである以上、この形態での力点は、「リンネルの価値が種々なる商品の一定量によって表現せられることになる」点から派生する、その「価値規定の新側面」に絞られてこよう。いうまでもなく「価値規定の明確化」に他なるまい。

そこでまず前提的には、リンネル価値は「茶、上衣、鉄等の使用価値とせられると同時に、それはまた茶、上衣、鉄等の使用価値とも関係のないものであることが明らかになる」として、「価値の独立性」¹¹⁾が最初に主張される。そしてそうだからこそ、それを根拠として、「それは交換によってその大きさを与えられるというのではなく、一定の大きさを有するから、1着の上衣には20ヤール、1トンの鉄には40ヤールという使用価値量をもって、その価値を表現するのであることが明らかになって来る」(旧『原論』36頁)とされ、まさにそれを通じてこそ、「価値の量的規定性」もが導出可能になっていく——と考えるよい。

そのうえで、次の(c)「一般的価値形態」への移行が試みられるが、ここには一定の錯綜性が否定できない。というのも、その「移行規定」にやや混乱がみられるからであって、最初に旧『原論』では、大きな問題点をはらむ『資本論』の移行ロジック¹²⁾の名残りをなお引きずっているように思われる。つまり、「ところがこの形態が、もし逆転されて来ると、まったく新しい展開を示すことになる」(旧『原論』37頁)として移行が説明されているかぎりでは、——もちろん他面では周到に、「いうまでもなくこれは、単にリンネルの拡大されたる価値形態が顛倒しただけではない」(旧『原論』38頁)点にも留意はされているものの——『資本論』における「逆転論」からの質的な脱却はなお弱いといわざるを得まい。そしてその弱点は以下のような論理の運びにも顕著なのであって、例えば、「しかしまたこのことは他面ではこの困難を解決する途をも開く」のであり、「すなわちあらゆる商品の拡大されたる価値形態においてつねにその等価形態におかれる商品の出現がそれである」(旧『原論』37頁)といわれる。まさしく、「逆転論」に立脚したうえでの、「つねにその等価形態におかれる商品」の、いわばその「形式的＝結果的な出現」の設定以外ではあるまい。

それに対して、新『原論』(宇野『経済原論』岩波全書、1964年、新『原論』と略称)では一定の変更が確認可能のように思われる。つまり、「逆転論」を一切持

ち出すことなく、「ところがかかるマルクスのいわゆる拡大されたる価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品を齎らすことになる」(新『原論』22頁)とされる。みられる通り、「拡大された価値形態」を展開する各商品所有者の個別のないいわば「模索過程」の帰結としてこそ、「共通にあらわれる特定の商品」の出現が設定されている——のであって、ヨリ「行動論＝個別論」¹³⁾的な洗練が実現されている。

まさにそのうえで、「一般的価値形態」の「特質」へ進むとあってよく、最初にその「特質」が、「あらゆる商品が相対的価値形態に立って、一定の特殊な商品を共同の等価物とする」点に求められつつ、まさにその関係の中でこそ、「リンネル自身がかかると特殊の商品の地位をえたもの」(旧『原論』38頁)とされていく。そしてそれをふまえてこそ、次にそこから、この「一般的価値形態」を前提とした、これ以前の2つの形態を超える、「価値表現方式の新動向」¹⁴⁾が、概ね以下の3点に即して提起可能になってくるのだと理解されてよい。

まず1つは「自己の欲するリンネルの一定量という関係からの解放」であって、「むしろあらゆる商品と交換され得るリンネルに対してならば商品として譲渡してもよいと考える自己の一定量の商品においてその価値を表現するという傾向を示して来る」(同)点に他ならない。まさに「貨幣形態」の潜在的先取りであり、換言すれば「自己商品の1単位化」＝「欲望規定の消極化」といってよいが、そうであれば続いて2つ目に、それを前提として、「リンネルを除いてあらゆる商品が、共同的にリンネルを等価物とすることによって、あらゆる商品はいわば社会的に、その価値表現を行われることになる」(同)——という、「価値表現の『共同事業性＝社会性』」が主張し得ることにもなる。いわば「価値表現の統一性」以外ではない。そしてここまで論理を運んでくれば、その帰結として第3に、「それは他のあらゆる商品が、共同にかかると地位を放棄することによって、リンネルに与えられたものである」以上、その裏面として、「他の商品は漸次に直接的にはもはや互いに交換を要求し得ないものになって来る」(旧『原論』39頁)のは自明である。いうまでもなく商品相互における直接的交換の排除であって、「商品交換の基本構造」が確認されるわけである。

以上をうけて、(d)「貨幣形態」への「移行規定」が示される。すなわち、「抽象的に考えれば、あらゆる商品が一般的等価物となり得るものとしなければな

らない」ものの、「しかしそれは……社会的にそうなる」ものであるかぎり「おのずから特定の商品に限定されて来る」(旧『原論』39-40頁)として、まず「特定商品への帰着」がいわれる。しかもそれだけではなく、ついでさらに「それは一定の商品に固定する傾向をもっている」と具体化されつつ、最終的には、「この一定の商品は、その使用価値がかかる特殊の地位に適合したものととして、金銀に、そして結局は金に落ちつく」(同)とされていく。こうして「価値形態は、貨幣形態に転化……(し)単なる交換価値ではなく、価格としてあらわれる」(同)こととなろう。

そこで「貨幣形態」の「特質」へと進むが、その場合の焦点は、この「貨幣形態」になると、「商品の価値形態は……一般的価値形態とはいえない特殊の性格を示して来る」(旧『原論』41頁)点にこそ求められる。つまり、3点の「特殊の性格」が提示されるのであり、具体的には、(A)「1単位化」——「それぞれその商品の1単位によって、その価値を表現せられる」こと、(B)「価格の成立」——「各商品は、その単位量によってその価値を金幾何と表現」する、すなわち「あらゆる商品は金何円という価格で、その価値を表現する」こと、(C)「価値規定の社会性完成」——「各々の商品は、その価格によって、全商品価格総額の幾分子かを分有するものとなる」(旧『原論』41-42頁)こと、これである。こうして、確かに「一般的価値形態」において「貨幣性」の端緒がすでに顔を覗かせていたとはしても、「貨幣形態」が有する、そのさらなる固有性が軽視できない点が改めて強調されていよう。

以上のような価値形態論の展開を総括するかたちで、最後に、(ハ)「価値形態論の意義」が全体的に取りまとめられていく。すなわち、貨幣の成立によって、一面で「貨幣は、一般的価値物として、いつでも商品と直接交換可能なものとなる」が、その結果として、他面では「商品自身はお互いの間では直接には交換できないものとなる」(旧『原論』42頁)——という、「商品—貨幣」間の「相反的關係」が現出するとまず図式化される。ついでそれを通じてこそ、もう一段突っ込んで、商品は「互いに単なる商品として、貨幣に対立するものとなる」(同)というその「対立關係」が押しえられることによって、「商品—貨幣論」全体を通す、その位置関係図式の総括へと至る。しかも重要なのは、この「対立關係」の基盤自体が解明されている点に他ならず、「それはまったく商品

の二要因たる価値と使用価値との両極的關係が、商品と貨幣との外部的な両極關係としてあらわれたものに外ならない(同)という総括規定が明瞭だといふべきであろう。そしてここからこそ貨幣論へと接続していく。

〔3〕商品形態論の特質 以上までで、宇野・商品論の「構造・展開」を具体的に確認してきたが、それを前提にして、次に(3)宇野・商品形態論の「特質」を集約しておきたい。

そこでまず第1に①「価値規定の形態的性格」が何よりも決定的であろう。すなわち、商品の価値規定が純粹に「形態規定」¹⁵⁾に即して展開されている点に他ならず、この性格こそは宇野・商品形態論の決定的特質を構成する。というのも、すでに立ち入ってフォローした通り、宇野体系における「価値規定」は、「労働との関連でそれが『どのように生産されるか』という「実体規定」に沿って解明されているのではなく、「同質性・交換性・計量性」という、あくまでも「流通に関する規定性」に沿ってこそ解明されている——からであつて、「価値規定の形態性」はまさしく際立っていよう。しかも単にそれだけではなく、この「形態性」をこそ基点として、それに続く、「商品の二要因→価値形態論→貨幣移行論」という商品論が全体として構成されていく——のであるから、まさにこの「形態規定」性こそが、宇野・商品形態論のまさに基本軸になっている点には疑問の余地はあり得まい。

そしてこれが、「対象化された『投下労働量』」に「価値の実体」を求める、『資本論』における、周知の「蒸留法型・価値実体規定」¹⁶⁾とはその本質的性格を大きく異にしていることは、余りにも自明であろう。その意味で、「宇野・形態論」の特質は明確だといつてよい。

そのうえで第2の「特質」としては、②「価値規定の資本主義的性格」が指摘可能だと思われる。換言すれば、商品論で設定される「商品の歴史的規定性」¹⁷⁾としては、その「資本主義的性格」が明瞭だという点以外ではない。もちろん宇野体系で明示的にその判断が示されているわけではないし、また、この後になって始めて規定される「資本規定」に先立って、この商品論において、「資本主義商品」が論理化されているはずもないが、しかしそれでも、宇野・商品論の現実的展開から判断すると、その「価値規定の資本主義的性格」は揺るぎ得まい。なぜなら、一方で、いま確認した通り、「形態規定性」こそが宇野・

商品論全体のキー・ストーンになっており、しかも他方で、この「形態規定性」が全面展開する経済体制としては資本主義以外にはあり得ない以上、その2命題からして、宇野・商品論で論理的対象に設定されている商品は、いわばその当然のロジックからして、まさしく「資本主義商品」だということになる。それに加えて、宇野体系では、端緒に商品を抽出する論理として、「資本の生産過程→資本→貨幣→商品」という舞台が置かれていた他、さらに、「商品の二要因」の説明に関しても、「資本主義商品」たる性格を反映する、何よりも「価値の側面」からこそその解明が開始されていた——という点も、その現実的な根拠となろう。

こうして、いうまでもなく——その性質上——具体的な叙述で具体的に表現されてはいないとしても、宇野・「価値規定論」が、何よりも事実上は、「資本主義商品」に即してこそ展開されていることが明白であろう。その意味で、——一元的判断が困難な中で——なお「単純商品」的性格を残存させている『資本論』と比較して、その特質は極めて明瞭だといってよい。

最後に、③「価値規定の個別的な性格」が第3の「特質」だと考えられてよい。すなわち、やや立ち入っていえば、宇野・商品論が商品所有者のいわば「個別的行動視点」¹⁸⁾からこそ組み立てられている——ということに他ならず、その側面で、やや「均衡的・総体的・統合的」な視角が強い、『資本論』の商品論構成とはその質を異にしている。というのも、「『蒸留法』型・価値実体規定」や「『逆転論』型・一般的価値形態導出」などとなって帰結する、『資本論』商品論のその「均衡的・総体的・統合的」な構成方式とは違って、宇野体系においては、商品所有者にその「個別的な欲望」動機を盛り込むことを前提にして、その欲望充足の現実的な発現過程に即してこそ「価値規定」の展開が図られている——からに他ならない。言い換えれば、具体的な「欲望」に支えられた商品所有者の「個別的行動」に立脚した「交換動機」こそが、「価値規定」展開の動力に置かれているわけであって、そのような「交換追求ロジック」の解明こそが、宇野「商品の二要因論→価値形態論→貨幣移行論」における、そのそのパネになっていると考えられる。まさにその点で、「欲望発揮→個別性→交換追求」の論理的明瞭化が際立つのであって、ここにも、「形態性→個別性」の帰結が一目瞭然ではないか。

要するに、宇野・「価値規定論」は、その「形態的＝資本主義的性格」から帰結する性格として、もう一面で、「個別性格」をも保持している点が強調されてよい。そしてそれが、一面で『資本論』の制約を大きく超えるものであるとともに、他面で宇野体系の固有性を決定的に表現するものであることは、後に立ち入って解明されていく通りであろう。

II 宇野・商品形態論の意義と問題点

[1]宇野・商品形態論の位置 さてここからは、以上のような宇野体系の展開を下敷きにしつつ、それへの積極的な検討へと入っていこう。そこで最初に(1)宇野・商品形態論の「位置」を総括しておけば、基本的な参照軸をなす『資本論』体系に対するスタンスとしては、例えば以下の論点が直ちに目立ちう。すなわち、まず第1は①「『資本論』体系からの継承性」であって、この側面としては、商品論を、資本主義的生産過程論とは切り離して独自領域として構成した点は何よりも強調されてよい。改めていうまでもなく、『資本論』においては、冒頭に商品論を置きついでその貨幣・資本への移行を明らかにしたうえで、ようやく第1巻第3篇以降になって始めて「資本の生産過程」が説かれる——という篇別構成が取られている。したがって明らかに、『資本論』の商品論は、「生産過程論」とは独立化されつつ「商品→貨幣→資本」展開の一部として位置づけられているとあってよく、したがって言い換えれば、商品の価値規定は、生産過程からは離れて論理化可能なものとしてこそ設定されていると考える以外にはない。そしてそうだからこそ、『資本論』体系が、古典派経済学の限界¹⁹⁾を克服しつつ、このような、「歴史規定的な商品規定—超歴史的な生産過程」間の相互分離把握を根拠にして、資本主義経済の、その「歴史的性格」を解明できたのは周知のことであろう。その点にこそ、「商品規定—生産過程」分離の体系的意味がある。

まさにこのような「商品規定—生産過程」分離をさらに徹底化した体系としてこそ、宇野・商品形態論は位置づけられてよい。というのも、宇野体系にあっても、『資本論』で始めて明確化された、この「商品規定—生産過程」分離が継承されつつ、「生産過程」には触れることなしに、「冒頭商品設定→商品の

2 要因論→価値形態論→貨幣移行論」という「商品規定論」が独自の論理で一貫して展開されている——からであって、ここには、『資本論』で確立したその「分離把握論」がなお一層強固に継承されている。その点は、「資本主義社会では、われわれの生活資料も、また……生産手段も、それがいかにして生産せられたかは知れないにしても、先ず商品としてあることは何人にも明らかかなことである」(旧『原論』25頁)とか、あるいは、「商品、貨幣、資本の流通諸形態の……形態的發展が明らかになって始めてあらゆるものを商品化する資本の生産過程を明らかにすることが出来る」(同)とかいわれることから自明であって、まず『資本論』体系からの「継承性」に疑問の余地はない。

しかしそれだけではない。このような『資本論』体系からの明確な「継承性」とともに、宇野体系が、第2に、②「『資本論』体系からの断絶性」を内包化させているのもまた余にも明白であろう。すなわち、その焦点は「実体規定の排除」という点に関わるが、宇野体系にあつては、『資本論』体系とは異なつて、「商品規定からの価値実体規定の排除」が徹底している。なぜなら、一方の『資本論』体系にあつては、いわゆる「蒸留法型・価値規定」や「価値形態論における価値実体規定の前提」の側面で「実体規定」の悪影響が濃厚なのに対して、他方の宇野体系においては、「同質性・交換性・計量性」に即した「価値規定」論や、「個別商品所有者の交換要求」に立脚した「価値形態論」展開、などによつて、「実体規定の排除」が明確だからに他ならず、その点で、両者間の、論理構成上の段差は極めて大きい。

しかし改めて振り返ってみると、『資本論』体系で始めて解明された、「商品規定—生産過程」分離という視角を重視すれば、本来、『資本論』体系のような、「商品規定に対する実体規定の優位性」は最初から封殺されているはずであつた。つまり、「商品規定」が「生産過程」からは「分離」して展開される以上、そこに「労働による実体規定」などが存立し得ないのは当然であり、したがつて、『資本論』体系には明白な「混濁＝不徹底性」が無視できまい。

まさにその意味で、宇野体系におけるこの「実体規定の排除」は、一面で、『資本論』体系からの「断絶性」表現であることは当然であるとしても、他面では、『資本論』体系の新基軸に関する、その「徹底化」という意味をももつ点——にもなお十分な注意を払っておきたい。

以上を受けて最後に第3に、「『資本論』体系—宇野体系」における、このような「継承—断絶」両面の③「総合化」を集約しておこう。さてここまでで確認してきた通り、宇野・商品形態論は『資本論』体系に対して以下のような2面的な位置関係にあることが明らかとなった。すなわち、それは、まず一面では、「商品規定と生産過程との分離」という点において『資本論』との明瞭な「継承関係」に立ち、その基軸面に関して、『資本論』を引き継ぐことを通して古典派経済学からの決定的な進展を確保している。まずこの側面が決して軽視されてはならないが、しかしそれだけではない。それと同時に、この宇野体系は、「商品形態からの価値実体規定の排除」という点に関しては、『資本論』体系からの「断絶関係」においてこそ位置付けられた。ヨリ丁寧にいえば、『資本論』体系の、「あるべき方向」への「徹底化」と表現されるべきだが、この側面では、『資本論』体系とのまさしく質的相違が目立つ。

そうであれば、この「2面的位置関係」は結局こう総括されてよいこととなるだろう。つまり、宇野体系は、『資本論』体系による、古典派からの進展の成果を「継承」しつつその成果のヨリ一層の発展を目指す点では、『資本論』体系からは離れる——という相互関係に即して、『資本論』体系のまさに論理発展線上に正当に位置づく、その「新体系」以外ではないのだと²⁰。

【2】宇野・商品形態論の意義 そのうえで、早速(2)宇野・商品形態論の「意義」へと入っていく。そこで「意義」の第1は何よりも①「流通形態論視角の明確化」²¹であろう。すなわち、「商品規定と生産過程論との分離」という、『資本論』体系の——古典派を乗り越える——画期的成果を吸収しながら、「商品形態」を「貨幣形態・資本形態」と合い並ぶ、1つの独自の「流通形態」として適切に設定したことであって、この作業は——『資本論』体系をさらに超える——宇野・商品形態論の決定的な意義だと評価できる。いうまでもなく、「商品規定と生産過程論との分離」という『資本論』の編別構成がすでにその方向性を指し示しているといってもよいが、『資本論』体系では、その方向性が「商品＝1つの流通形態論」というレベルにまではまだ純化されていなく、依然としてその事実上の設定に止まった。

それに対して、宇野体系では、「商品規定と生産過程論との分離」という成果を自覚的に抽出しながら、「商品規定」を「流通形態」としての商品」として

明確にするに至ったのであり、結局それを通して、「商品形態」を、「商品、貨幣、資本の流通諸形態の発展」の一環に的確に体系化可能になった——のだと評価できよう。しかもそれだけではなく、さらにそこから、「この形態的発展が明らかになって始めてあらゆるものを商品化する資本の生産過程を明らかにすることが出来る」(旧『原論』25-26頁)とされて、「商品・貨幣・資本＝流通形態」と「資本の生産過程＝実体」との「区別と関連」もが指し示されていくのであるから、その点からしても、この「流通形態論視角の明確化」の意義は極めて大きい。

ついで宇野・商品形態論の第2の「意義」は、「流通形態論視角の明確化」から直ちに帰結するものとして、②「形態論的価値規定」こそが指摘可能であろう。というのも、いま確認した通り、商品形態を労働実体には関わらない「流通形態」として純化した点が宇野体系の成果だとすれば、この商品論で規定される「価値」が、『資本論』の場合のように「蒸留法・型」手続きではもはや解明され得ないのは自明だからである。何よりも、この商品論で対象とされる商品はあらかじめすでに「労働という実体」からは分離されている以上、そのような規定性を有するこの冒頭商品をどのように操作したとしても、そこから、「価値実体としての労働」を抽出することは不可能だという以外にはない。それこそ、周知の『資本論』型「蒸留法」が成り立ち得ない所以だが、まさにこのような論理的帰結としてこそ、宇野体系による「形態論的価値規定」がその有効性を発揮するのは当然であろう。

すなわち、宇野体系にあつては、何度もみたように、商品価値は、「労働実体」とは一切関わることなしに、まさしく流通関係次元における1つの「特定の性質」としてこそ規定されている。すなわち、「商品価値」は、「質的に一様な、単に量的に異なるにすぎないという性質をもって」おり、まさにその意味で、「すべて同質のものとして計量し得る」(旧『原論』28頁)「性質」として定義されていく——のだといってよい。要するに、「価値」は、「同質性・量的可比性・全面性」に即してまさにその「形態的性格」において把握されているのであつて、このような宇野・「価値規定」こそ、一方では、『資本論』が獲得した、「商品規定と生産過程との分離」という(古典派を超える)成果を正当に受け止めつつ、しかも他方では、『資本論』になお残された「実体論的価値規定」とい

う「限界」を乗り越えるという意義をもつ、その画期的ロジックだと評価できよう。しかも、その意義は、このような『資本論』の混濁を絶つという消極的な次元には止まらず、さらにそれを超えて、——別の機会に詳細に論じる如く——例えば「価値形態論・価値尺度論・資本形式論・剰余価値論・生産価格論・市場価値論・地代論」²²⁾の体系的整理にまで連結していく。したがってそうであれば、この「形態論的価値規定」は、まさしく、「宇野原理論体系」全体の1つの枢軸ともいえるわけであるから、その点から判断しても、この「形態論的価値規定」がもつその重要性がよく理解できる。

最後に、以上を前提として、宇野・商品形態論における「意義」の第3としては、③「個別的・行動論的価値規定」²³⁾こそが重要だと思われる。すなわち、繰り返し確認してきた通り、宇野・商品形態論は「形態論的純化」という点にその画期的意義を有していたが、その点を「論理システム」というサイドから把握し直せば、それは、「個別的・行動論的価値規定」としての有効性ということに他ならない。この有効性は商品形態論の中でも取り分け「価値形態」の展開において顕著だといってよいが、すでに具体的にフォローしたように、宇野・価値形態論においては、「简单なる価値形態」から「貨幣形態」への道筋が、「個別商品所有者」を設定したうえで、その「特殊な欲望発動」を動機として、その「個別主体の交換要求行動」に即してこそ組み立てられていた。まさしく、「個別的・行動論的パラダイム」が明瞭なのであって、それを通して最終的には、一面で、「貨幣形態」の生成が何よりも商品形態からの必然的移行形態である点が明確にされるとともに、他面で、価値形態論が「資本主義的な価値表現方式の解明ロジック」以外ではない点もが提示可能になった——ともいえる。その意味で、宇野体系の「個別的・行動論的」視角の意義は大きい。

しかも、宇野体系によるこの成果は、遡って考えると、『資本論』体系の限界を明らかに克服するものになっている点も自明であろう。というのも、『資本論』の価値形態論では、——いわゆる「資本一般」²⁴⁾的視角に制約されて——このような「個別的・行動論的方法」が未展開であったからこそ「実体的価値規定」が濃厚となり、そしてさらに、「価値形態論」展開のむしろ前提にこのような「実体的価値規定」が設定されたが故に、例えば「拡大された価値形態→一般的価値形態」への移行論理などにあの「有名な悪名高き」「逆転論」が置かれて、

そこから、『資本論』・価値形態論の全体的な「形骸化」が帰結せざるを得なかった——のは当然だからである。したがってつづめていえば、『資本論』における「個別的・行動論的価値規定」の「欠如」こそが、結局その「価値形態論」の適切な展開を阻害していたと判断してもよいわけであり、まさに対『資本論』関係からしても、宇野・商品形態論における、この「個別的・行動論的価値規定」のもつ「意義＝有効性」は決定的に大きい。

しかしそれだけではない。そのうえで、宇野原理論体系におけるその全体的な位置づけの点からみても、この「個別的・行動論的価値規定」の占める重要性は絶大であろう。すなわち、このような視角は、商品形態論内部でも、すでに、「個別商品所有者による『価値表現要求』を重視した『商品の二要因論』や「個別商品所有者による『交換実現要求』に立脚した『貨幣移行論』」などにも明瞭に発現してきているが、さらにそのスタンスを大きく設定すると、それは、宇野原理論体系全体における、「競争論・機構論・運動論・メカニズム論」の的確な位置づけにおいて、——取り分け「生産論—分配論」という篇別構成の中で——その現実的有効性を現実化させていくのは後に立ち入って考察する通りである。

〔3〕宇野・商品形態論の問題点 以上のような内容において把握できる、宇野体系の「意義」を前提として、では、宇野・商品形態論になお残されているその③「問題点」²⁵⁾は何か。そこで宇野体系の第1の問題点は、まず①「価値規定の『量的』整備」という論点ではないか。繰り返し指摘してきたように、宇野・価値規定はその「形態性・個別性・行動論性」という側面で絶大なる成果を発揮するが、そこでなお疑問を禁じ得ないのは、そのような「形態的な価値」の「量水準」はどう把握されるべきなのか——という点に他ならない。すなわち、宇野体系が明示したように、「価値＝流通次元での特有な『性質』」ではあるにしても、その「性質」は果たして「量規定」を保有しないのかという疑問は依然として残るのであって、宇野・価値規定では、その点への示唆はまことに乏しい。

そこでやや詳しく宇野の叙述を追うと、まず旧『原論』では例えば以下のようである。

「商品は、まず第1に種々の人々の手に種々なる物としてありながら質的に一様な、単

に量的に異なるにすぎないという性質をもっている。われわれはこれを例えば何万円の商品というような表現をもってする……。商品の価値は、先ずかかるものとして現れるのである。価値としての商品は、物としてはいかに異なるにしても、すべて同質のものとして計量し得るのであって、その点では個々の商品は全社会の商品の総価値量の幾分子かを分有するものとしてある。」(旧『原論』28頁)

みられる通り、繰り返し指摘した、宇野・価値規定における「同質性・計量性・量的可比性」という論点が明瞭だが、しかし、このような「性質」としての価値が有する、その「量的規定性」に関しては決して明確とはいえない。もちろん、この叙述にあっても、価値は単なる「質的规定」ではなく、「例えば何万円……というような表現」を身に付けつつ互いに「量的に異なる」——とされるから、価値が「量表現」を纏うことまでは理解できるが、しかしそれ以上ではない。極端にいえば、この「何万円という『価格そのもの』」がイコール「価値水準」となってしまう²⁶⁾という短絡に陥るし、その結果、そうなると、「個々の商品は全社会の商品の総価値量の幾分子かを共有する」ことの重要性も決して生かされ得ない。

ではこれに対して、新『原論』の展開はどうか。そこで新『原論』ではこう説明される。

「商品は、種々異ったものとして、それぞれ特定の使用目的に役立つ使用価値としてありながら、すべて一様に金何円という価格を有しているということからも明らかなように、その物的性質と関係なく、質的に一様で単に量的に異なるにすぎないという一面を有している。商品の価値とは、使用価値の異質性に対して、かかる同質性をいうのである。それは商品が、その所有者にとって、その幾何かによって他の商品の一定量と交換せられるべきものであることを示すものにほかならない。またかかるものとして価値を有しているわけである。」(新『原論』19-20頁)

一見して、旧『原論』と比較した場合の明瞭性が目立つ。しかも、「一様性＝同質性・量的比較性」などという、旧『原論』と共通な説明に加えて、価値の「量的規定性」についても、旧『原論』からの一定の深まりが確認可能なように思われる。すなわち、「(商品)所有者にとって、その幾何かによって他の商品の一定量と交換せられるべきものである」という叙述が注目されるべきであって、ここでは、「交換行為」を舞台としつつ、一方の商品の「幾何」と、他

の商品の「一定量」とが関係付けられることによって、まさにその交換行動の中でこそ「価値規定」が発現してくる——とされている。したがって、「価値の量的規定性」が、交換という、商品所有者の行動関係を現実的な媒介として提示されつつあるとみてよく、まさにこの側面にこそ、——その立ち入った本格的な展開は新『原論』にあっても決して十分とはいえないが——新『原論』における一定の進展がみて取れる。

こうして、旧『原論』→新『原論』を通す一定の理論的改善がもちろん否定はできないものの、しかしそれでも、宇野・価値規定における「量的規定性」解明は、全体としてみれば、なおその端緒的なレベルに止まっていよう。約めて言えば、「性質としての価値」規定を超えて、「価値の量的規定性」を形態論レベルでどこまで確定可能なのか——について、より立ち入った考察がさらに不可欠なのであって、それがさらに残された課題ではないか。

ついで宇野・商品形態論の問題点の第2としては、②「価値形態論の体系的整備」が指摘されてよい。もっともこの論点も多岐にわたるが、そのまず1つ目は(イ)「価値形態論の課題」設定の明確化だと思われる。その場合、ここでいう「課題」とは、「簡単な価値形態→貨幣形態」という、単なる論理的展開の解明だけを意味しているわけではもちろんない。その点に関してならば、宇野によって、例えば、「リンネル1ヤール=金何円」という「その価値がそのまま表現されているかのように考えられ易い」「表現も1商品の価値が他の商品の一定量によって表現せられる交換価値の発展にすぎない」し、「しかも商品の価値は、かかる形態に発展せざるを得ない」以上、「われわれは……何故にそうなるかを明らかにしたい」(旧『原論』31頁)——と明確に指摘されている。したがって、「簡単な価値形態から貨幣形態」までの論理的発展分析という、いわば「形式的課題」に関してはこれ以上に付け加えることはないが、しかしこれは、価値形態論のいわば「篇別構成上の『形式的課題』」であって、これだけでは、価値形態論が原理論体系上で発揮する、その「『実質的』課題」が内容的に説明されたことにはとてもなるまい。換言すれば、原理論体系の全体的展開において有すべきその現実的機能として、「価値形態論では何が解明されるべきなのか」を明瞭にすべきなのであるが、宇野・価値形態論にはその点への配慮が欠けていよう。

そのうえで2つ目としては、(ロ)「価値形態論展開の動力」が明確とはいえない。すなわち、宇野体系において、「簡単な価値形態→貨幣形態」という論理的発展を支えるその「展開動力」は何なのか——という疑問であって、いうまでもなくこの論点は、価値形態論に関するこれまでの論争のいわば主役を担ってきた。そこで旧『原論』の「移行規定」に改めて注目してみると、以下のような図式を描く。つまり、(a)「簡単な価値形態→拡大された価値形態」=「もちろん単に茶によって表現せられるだけではなく「己の欲する他の種々なる商品によっても表現せられ得る」(旧『原論』35頁)という「欲望拡大」、(b)「拡大された価値形態→一般的価値形態」=「一種の逆転論」(旧『原論』36頁)乃至「必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品に賣すことになる」(新『原論』22頁)という「特定の共通商品の必然的出現」、(c)「一般的価値形態→貨幣形態」=「その使用価値がかかる特殊の地位に適合したものととして……金に落ちつく」(旧『原論』40頁)という「使用価値的適合性」、という構図であって、それぞれに移行規定が独自の設定されている。

したがって、宇野・価値形態論にその「展開動力」が欠落しているとはもちろんいえないが、しかし例えば以下のような不十分性は否めまい。すなわち、最初に(a)のように説明されると、「1商品=1商品」という全く「非現実的」な形態がまず「自立的」に存立し、そのうえでしかる後に、欲望を拡大させて次に「1商品=多商品」という形態へ進む——ことになるが、それは極端に「形式的」ではないか。ついで(b)において、まず旧『原論』方式の難点が大いなのは自明だが、仮に新『原論』方式を採用したにしても、この「特定の共通商品」を「必然的」に導出することは論理的にみて極めて困難なのではないか。さらに(c)に関しても、金の「物理的特性」をこのように過度に強調するのは、「貨幣形態」導出における、その「論理必然性の重視」という方向から評価すると、無視できない問題性を孕むのではないか。差し当たり、まずこのような個別的問題性が直ちに指摘されてよい。

こうして、宇野・価値形態論は、総体的に「統一的な展開動力」を欠いているうえに、さらに個別の「移行論理」についても整備余地をなお大きく残しているという以外にはない。

最後に3つ目に、(ハ)「価値形態論の体系的意義」がいわばもう一步「自覚

的に設定される必要があるのではないか。いうまでもなく「貨幣形態の論理的出現」こそがその「意義」であることは自明だが、その結果、「商品形態」と並んで「貨幣形態」がこうして論理的に設定可能になったことによって、商品論次元から、原理論の舞台はさらにどのような発展・拡充を実現し得るのか——が体系的に解明されねばならない。換言すれば、「先ず個々の商品から出発して……展開される商品、貨幣、資本の流通諸形態の発展を明らかにする」(旧『原論』25頁)という場合、このような、商品から貨幣が導出されたという事態は、「流通諸形態の発展」過程において一体「どのような体系的意味を持つのか」の明確化に他ならず、それこそが、価値形態論の最終規定をなそう。いわば「価値形態論の総括」に当たる。

要するにこうして、宇野・価値形態論においては、「商品形態」との対比において「貨幣形態」の特質を規定する——という「価値形態論の体系的意義」への配慮がなお不十分だと思われる。まさにこの枢軸に即してこそ、「価値形態論の総括規定」がヨリ一層明瞭になっていくのではないか。

この点と関連して宇野・商品形態論の第3の問題点は、③「商品論の体系的役割」への考察不足だと考えられる。すなわち、宇野は例えば、「生産物が商品形態をとると必ず貨幣を出現せしめ、また貨幣の出現は必ず資本を出現せしめずにはおかない」だけでなく、さらに「また資本によって生産過程が把握されると始めて、必ず商品となる生産物が生産されることにもなる」(新『原論』17頁)——として、まず「商品→貨幣→資本→生産過程」間における、その体系構成上の移行必然性を提起したうえで、そうだからこそ、「経済学の最も基本的なる概念は、生産でも、生産物でもなくて、その商品形態ということになる」(新『原論』17-18頁)という「商品形態の端緒性」を示していく。みられる通り適切な構成認識だといってよいが、しかし、このような優れた構造把握を前提とすれば、ここからは、さらに検討を加えるべき論点として、例えば以下の問題点が直ちに浮上してくるのではないか。

すなわち、まず1つ目は、(イ)「商品—貨幣—資本」という「流通諸形態」が原理論体系上でもつ、その独特な「役割・意義」の位置づけ明確化であって、何よりも「生産過程との相互関係」が総括的に提示される必要があろう。換言すれば、「商品規定」をその一環に包含する「流通諸形態」の、「生産過程」との

「位置関係」を改めて集約することが求められる。そして、「流通諸形態—生産過程」間のこのような総体的関連解明を下敷きにしてこそ、ついで2つ目に、(ロ)「商品—貨幣—資本」のトリアーデにおける、「商品形態」の固有性が明瞭にされなければなるまい。すなわち、「貨幣・資本形態」と比較した場合の、この「商品形態」の固有性はどこにあるのか——がいわば具体的に説明されるべきなのであり、まさにこの点の解明を通して始めて、「商品形態」の「役割と限界」とが理解可能になるように思われる。

以上のような2段階の作業を媒介として、最後に3つ目として、(ハ)「商品形態の形態的機能」が最終的に総括されねばなるまい。すなわち、資本制生産の全機構の中で商品形態が担うその「個別的機能」を的確に設定しておくことが必須なのであるが³、その場合に、この「資本制生産の全機構」とは——いまは先取的に結論だけをいえば——いわゆる「価値法則体系」²⁷⁾以外ではない以上、結局、その焦点は、「価値法則論体系における『商品形態論の位置』」にあることになろう。まさしく「商品—価値法則関係」の解明だといってよい。

以上を約めていえば、最終的には、「価値法則展開に果たす商品形態の役割」分析こそがなお不可欠だとパラフレーズ可能なのではないか。したがって、宇野体系は、この「価値法則論における機構的解明」という点においてこそ、「商品の体系的役割」分析上のその難点を残していよう。

Ⅲ 商品形態と価値規定

[1] 端緒の商品形態 以上ここまでで、宇野・商品形態論の「展開・意義・問題点」を考察してきたが、それをふまえつつ、特にその「問題点」の克服を目指して、「商品形態と価値規定」に関するいくつかの問題提起を試みてみたい。そこでまず(1)「端緒の商品形態」に関わる論点が重要であり、具体的には「原理論の端緒に商品が設定される根拠は何か」が問題となるが、最初に第1は①「資本制生産の構成的特質」がその前提をなそう。というのも、その「根拠」は「資本制生産の構成的特質」への配慮なしには明確にならないからであって、『資本論』のように、「資本制的生産様式が支配的に行われる諸社会の富は1つの『膨大な商品集積』として現象し、個々の商品がかかる富の原基形態として

現象する。だから、吾々の研究は商品の分析をもって始まる」(『資本論』国民文庫版①71頁)というだけでは済まない。そこで「資本制生産の構成的特質」に着目すると、その特質が、「超歴史的な経済原則」を、何よりも「資本主義に特有な『資本システム』」を通して運営している点——にこそあるのは自明であろう。そうであれば、資本主義を例えば封建社会や社会主義とは区別する規定性が、——それらの経済システムとも共通する「経済原則」ではなく——まさに資本主義的規定性をもたらす「資本システム」にこそ求められるのは当然といってよい。したがって、まず最もアバウトにいえば、原理論の出発点には差し当たり「資本システム」が登場すべきことが分かる。しかしそうだととしても、それはまだ粗略に過ぎる。

そこで、ついで第2として②「資本概念からの論理的下向」手続きが必要となろう。つまり、「資本」という特定の実体が存在するわけではなく、それは「貨幣の特殊な使用方法」以外ではない以上、「資本概念」は次に「貨幣概念」なしには理解し得ない。しかもそれだけではない。さらにこの「貨幣」についても「貨幣という実体」が独立に実在するとはいえず、それは「商品の特定なもの」以外ではあり得まい。こうして、資本主義を性格づける「資本形態」が解明されるためには、「資本→貨幣→商品」という論理的抽象化作業が不可欠なのであって、最終的には「商品形態」へと帰着する他はない。「論理的下向」である。

まさにこうして、第3に③「端緒の商品形態」が確定をみる。すなわち、「商品形態」は、まず一面で——このような作業を経たものとして——「資本制の生産の『原基形態』」=「細胞形態」である点が明瞭だが、他面で、これ以下にまで抽象化手続きを進めて「財貨」にまで下がれば、それがすでに「資本制的という規定性」を喪失してしまっている以上、原理論の端緒としては不適切となる。何よりも、「商品の、その『端緒性』」が決定的であろう。

[2] 価値規定の特質 そのうえで、問題提起に関する次の論点は②「価値規定の特質」に関係する。そこで最初に第1としては、まず①「価値の量的規定性」が明確にされねばなるまい。これまで繰り返し確認してきた通り、「形態論的価値規定への純化」は——『資本論』価値規定を決定的に乗り越える——宇野・商品形態論のまさに画期的な成果であった。したがって、この「形態論的価値規定」が継承される必要があるのは自明だが、その際になお考察深化

が不可欠なのは、この「形態論的価値規定」がもつ、「価値の量的規定性」の明確化だといってよい。換言すれば、宇野体系にあつては、価値の「形態性」を強調するあまりに、この「価値の量的規定性」への考慮がなお弱いという難点が残された。しかし、「価値の形態性」と「価値の量規定」とは両立するのであつて、例えば以下のように考えられる。

すなわち、あらゆる商品は、具体的には「A商品1単位量＝金B円」などという価格形態を有するが、いうまでもなく、この価格形態の原型は例えば「A商品C量＝D商品E量」という定式であつた。つまり、「自分が欲しているD商品E量をくれるならば、自分の持っているA商品をC量提供する」という「交換プロポーズ」が提起されているわけであり、したがつて、まず一面で、この定式の中に、個別商品所有者間の、「欲望媒介」を通した「主観的な交換要望」という「形態論システム」が貫徹していること——はどんなに強調しても強調し過ぎるということはあるまい。しかしそれだけではあるまい。というのも、他面で、この定式の中では、「C量－E量という量規定」がこの定式成立のまさしく決定的な枢軸点として介在しているからに他ならず、この「量規定」なくしては、この定式はその意味をもち得まい。その点で、最初の価格形態における「金B円」は、まさにこれの発展以外ではあるまい。

こうしてみると、「形態的価値規定」は、まさしくその「形態性自体の必須要件」としてこそ、自らの概念内部に「一定の量規定」を自ずから内包させている——と判断すべきことになろう。したがつて、「価値規定」とは、「同質性・計量性・交換性・可比性」をもつところの、「一定の量水準に立つ性格」なのであつて、まさに「量規定を保有した形態規定」だというべきではないか。例えば「量基準をもつ形態的『交換力』」²⁸⁾だとも定義されるその所以である。

ついで第2に、②「価値形態論の方法」がもう一步整理される必要があるのではないか。そこでまず1つ目は(イ)「価値形態論の課題」が問題となろう。つまり、宇野体系では、「簡単な価値形態から貨幣形態」へと「発展せざるを得ない」理論的必然性の解明以上の説明は与えられていなかったが、このような「課題」は、あくまでも「価値形態論の形式的課題」に止まる。したがつて、その形式性を越えたヨリ内容的な課題設定が必要だが、それは、「資本主義における『価値表現＝価値実現方式の特殊性』解明」以外にはあるまい。すなわち、

資本主義においては、「個別商品所有者による、欲望発動に立脚した、相手商品に対する主観的な交換要請＝プロポーズ」という方式以外に、商品価値を表現する方法はないし、そしてそれはまた貨幣形態にあっても変わらない——という本質構造の解明、これである。その場合、原理論体系の中では、この「価値形態論」以外にこのような「価値表現方式の特殊性」を解明する領域は他にないかぎり、この「価値表現方式の特殊性解明」こそ「価値形態論」の「固有の課題」だというべきだが、それだけではない。さらに、この「価値表現方式」とは、逆からいえば「価値実現方式」をも意味する以上、結局、「価値形態論」は「資本主義型・価値『実現』方式の解明」をもその「課題」として担っているともいえるよう。

こうして「価値形態論の実質的課題」は最終的にこうパラフレーズ可能ではないか。すなわち、「価値形態論」は、「簡単な価値形態→貨幣形態」への論理的発展を示すことを通して、まさしく、「資本主義型・価値表現＝価値実現方式の特殊性」解明をこそその「課題」としているのだと。

ついで2つ目に(ロ)「価値形態論の抽象性」論点が直ちに浮上してくる。やや具体的にいえば、資本主義における価値表現＝実現方式としては現実的には「貨幣形態」しかあり得ないが、だとすれば、それに先立つ、「簡単な価値形態」・「拡大された価値形態」・「一般的価値形態」の3タイプは「いかなる抽象性において把握されるべきか」——という問題に他ならない。例えば『資本論』にもまた宇野『原論』にもそのような発想は存在しないが、いま確認した「価値形態論の課題」を妥当なものとして確定するためにも、この点の明確化はぜひ不可欠なのではないか。そして、これに関しては以下のようなロジックこそが展開する。

すなわち、先に「端緒の商品規定」について適用した論理構造がここでもほぼ同様に妥当する。すなわち、そこで指摘した通り、資本制生産を現実的に規定しているのは「資本形態」以外ではないが、この「資本形態」を理解するためには、「貨幣→商品」へと論理的に遡行する必要があった。それと同質のロジックがこの価値形態論にも適用可能なのであって、現実的価値表現形態＝実現形態である「貨幣形態」の特質を理解するためには、「一般的価値形態→拡大された価値形態→簡単な価値形態」への抽象化作業が不可欠だ——という

関係になろう。「貨幣形態」の秘密は「簡単な価値形態」にあるといわれる所以である。

したがってこう集約されてよい。つまり、「貨幣形態」に先行する「3形態」は、「貨幣形態」のまさにその「抽象的な形態」なのであり、換言すれば、「貨幣形態」が総合的に有する、その個性的な各側面をいわばモデル的に独立して発現させたもの以外ではない——と。

そうであれば最後に3つ目として、(ハ)「価値形態論の移行規定」も総合的に総括可能になっていく。すでにチェックした通り、宇野・価値形態論にはその統一的な移行規定が欠けていたが、本来、何か一定の要因を設定しつつその必然的展開という軌跡でその「移行」を探る——という発想自体に基本的な無理がともなおう。というのも、いま直前で指摘したように、価値形態論の「4形態」は、相互に個別化されて実在するものでは決してなく、「完成体たる貨幣形態」の「各側面的モデル」である以上、それらが、統一的な「移行規定」に基づいて自立的に自己展開していくことはあり得ない——のは当然だからである。

こう考えてよければ、「価値形態論の移行規定」については、最終的に以下のように理解されるべきではないか。すなわち、「商品所有者が、自己商品1単位の価値を、金の一定量で主観的に表現する」という、「資本主義における現実的＝適合的な価値表現方式(実現方式)の特質」分析へ至るその論理過程を、その部分的な個別的側面間の「移行プロセス」に即して理論的に解明すべきなのだ²⁹⁾——と。まさに「価値形態論の方法」が有するその固有性であろう。

以上を受けて、第3に③「価値形態論の意義」が全体的に提示されねばなるまい。言い換えれば、原理論体系においても「価値形態論の編別構成上の位置」に他ならないが、ここまでの具体的な考察を前提にすると、次のようなイメージが明瞭に浮かび上がってくるのではないか。すなわち、度々指摘してきた如く、資本主義にあつては、その価値表現は特有な方式をもってしか現実化できない。やや具体的にいえば、商品価値は、商品所有者のいわば「主観的価格設定」を前提としたうえで、それを貨幣所有者による現実的な購買行動によって実現する——という「特有な価値表現＝実現方式」を通してしか発現し得ないのであって、この固有性はどんなに強調してもし過ぎることはな

い。しかも、この「価値形態論」を過ぎて次の「貨幣論」へ進むと、今度は、「価値形態論」で明らかとなったこの「価値表現＝実現方式の特殊性」をむしろ前提としてこそ、次に「価値尺度機能」以下の貨幣機能が展開されていこう。まさにその点で、「価値表現＝実現方式の特殊性」解明を接点とした、「価値形態論」の、「商品論→貨幣論」を結ぶその媒介的役割が明瞭ではないか。

したがって「価値形態論の意義」は最終的に以下のように整理可能なように思われる。すなわち、資本主義における、「価値表現＝実現方式の特殊性」解明を担う論理領域はこの「価値形態論」を措いて他にはないのであり、まさにその点を論拠にして、「価値形態論」は、経済学原理論上で、いわば決定的な編別構成上の絶大たる意義を発揮している——のだと。

〔3〕商品形態の意義 こうして、ようやく本稿における最後の論理環に到達したといってよい。つまり最後の問題提起となるが、③「商品形態の意義」が特に「価値法則論」との関連で明らかにされる必要がある。そこでまず第1に、①「価値法則の概念」を確定しておくことが前提となるが、言葉を極端に借しんでいえば、——すでに別著で詳細に検討したように——「価値法則」とは以下のように定義され得る。すなわち、価値法則とは、「商品相互の『価値関係』の、一定の客観的基準による規制を基軸としつつ、資本制生産における『生産』『再生産』『分配』の諸関係を、『同時的』『統一的』に、一定の基準と限度をもった『価値関係』において規制する『法則』である³⁰⁾と。したがってそうであれば、この「価値法則」とは、原理論の全体系を包摂する「体制的運動法則」以外ではないというべきである以上、それを、『資本論』及びいわゆる「マルクス主義経済学者」に濃厚な、「等労働量交換に立脚した、商品交換の法則」に「切り詰める」ことはできないし、しかもこの定義からすれば、さらに以下のような宇野の価値法則理解にも大きな問題が残ろう。すなわち、周知のように、宇野は、「利潤率均等化法則」・「人口法則」の2つを、「価値法則」とともに——それと区別して——「資本制的生産の三大法則」を構成するもの³¹⁾とするが、もはやその把握の不十分性には疑問はあるまい。

そのうえで第2に、「価値法則」を「資本主義全体を総合的に規制する『体制的運動法則』³²⁾として再定義した場合、経済学原理論の各構成パートは、この「価値法則論」のそれぞれいかなる役割分担を担っているのだろうか。そこ

で第2に②「価値法則の構成」へともう一步入っていこう。ここでもまた、別著ですでに体系化し終えた論理構成を提示することにするが、いま原理論体系を、差し当たり、(イ)「流通形態論」——資本主義を編成する基礎ファクタとしての「商品・貨幣・資本」という「形態」を、「生産過程」からは独立化させて展開する「形態規定」領域、(ロ)「生産過程論」——形態規定によって包摂された「実体」を、その包摂均衡構造に即して解明する「資本の生産・再生産・蓄積」領域、(ハ)「分配関係論」——個別資本の現実的競争機構に立脚しながら、「利潤・地代・利子」として発現していく、「資本制生産の現実的メカニズム」領域、として篇別区分した場合、価値法則は、これら3領域において、それぞれ以下のような特徴的な姿態を発現させていく。

すなわち、(イ)「流通形態論」=『『価値法則』を現実の運動法則として展開していくための『形態的装置』』、(ロ)「生産過程論」=『『価値法則』展開の『必然性』をその『実体的特殊性』を基礎にして分析するための『実体的根拠』』、(ハ)「分配関係論」——『『価値法則』展開の『メカニズム』を個別的市場行動に即して現実的に解明していくための『運動的機構』』——これに他ならない³³⁾。要するに、「価値法則論」は、経済学原理論体系において、「形態的装置」論—「実体的根拠」論—「運動的機構」論の3面から、まさに「総合的・運動論的」にこそ位置づけられ得ると結論可能である。したがって、この「総合性」こそが重視されねばならないのであり、この点にこそ、「価値法則論」の要諦があろう。

そうであれば、③「商品論の意義」が総括的にこう整理可能なことはもはや自明ではないか。すなわち、「商品形態論」は、以上のように体系化された、全体的な「価値法則論構成」において、いうまでもなく「流通形態論＝価値法則の『形態的装置論』」に属し、しかもその「流通形態論」における出発規定をなしている限り、この「商品形態論」こそが、原理論全体でこの後に体系化されていく「価値法則論」の、まさにその「端緒規定」を構成している——のだと。言い換えれば、この「商品形態」において始めて解明される、「価値＝『基準』」をもった『形態』規定という「萌芽的規定」こそが、原理論全体系でこれ以降に論証されていくこととなる「価値法則論」全体の、まさにその出発点をなすと考えてよい³⁴⁾。その点で、原理論全体系に占める「商品形態論の意義」のこの重大性——は、何よりも一目瞭然だという以外にないのである。

- 1) 宇野原理論体系の成果・意義・問題点の総括的な整理に関しては、例えば降旗節雄『宇野理論の解明』(三一書房, 1973年), 清水・降旗編『宇野弘蔵の世界』(有斐閣, 1983年), 桜井・山口・柴垣・伊藤編著『宇野理論の現在と論点』(社会評論社, 2010年), などを参照のこと。また「病的で陰湿な宇野批判」の典型としては、見田石介『宇野理論とマルクス主義経済学』(青木書店, 1968年), 吉村達次『経済学方法論』(雄渾社, 1972年), をみよ。
- 2) 宇野原理論になお残存する問題点については、拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版, 1991年)において基本的な検討を済ませた。本稿ではその一層の批判深化が目指されよう。
- 3) なお旧『原論』からの引用は『宇野弘蔵著作集』第1巻(岩波書店, 1973年)の頁数による。
- 4) 「資本は、商品経済に特有なるものであって、むしろ生産過程と直接には関係なく、貨幣の特殊な使用方法から発生するのである。……事実、資本は、貨幣を前提とし、貨幣は商品を前提として始めて解明されるのである」(新『原論』——『著作集』第2巻——17頁)。
- 5) 例えば新『原論』でも以下のようにいわれるが、旧『原論』に比較して「量的規定性」はやや弱い。「商品は、種々異ったものとして、それぞれ特定の使用目的に役立つ使用価値としてありながら、すべて一様に金何円という価格を有しているということからも明らかなように、その物的性質と関係なく、質的に一様で単に量的に異なるにすぎないという一面を有している。商品の価値とは、使用価値の異質性に対して、かかる同質性をいうのである」(新『原論』18頁)。
- 6) 「すなわち商品は、その所有者にとって他の商品との交換の基準となる、その価値を積極的要因となし、その使用価値を、いわゆる他人のための使用価値として消極的条件とするものである」(新『原論』19頁)。全体として、旧『原論』とその趣旨に変化はないが、ただ1つ、「積極—消極」という区別規定の導入は、新『原論』での新しい観点だと思われる。
- 7) 「こういう商品の価値と使用価値との二要因の関係は、商品に特有なる交換価値としての、特殊の価値形態を展開することになる。金何円という価格も、その発展した形態にはかならない」(新『原論』19頁)。みられるように、旧『原論』よりもこの「移行必然性」は強い。
- 8) 宇野・価値論の立ち入った展開については、宇野『価値論の問題点』(法政大出版局, 1963年), 宇野『価値論』(青木書店, 1965年), などにおいて興味深い論点が提示されている。
- 9) この「抽象性」は新『原論』ではもう一歩立ち入ってこう指摘されるといってよい。つまり、「こういう表現は、しかし、資本主義社会はもちろんのこと、一般に商品売買の形式としても直接的には見ることはできない。金何円という価格形態の背後にある未発展のものとして考えられるにすぎない」(新『原論』19頁)として、その「抽象性」

が強調されている。

- 10) この「主観性」に関しても新『原論』はより明確である。「商品上衣は、ここではなおリンネル商品所有者の観念の内にある価値物にすぎない」うえに、さらに「上衣の所有者がその上衣の1着をもって20ヤールのリンネルとの交換を要求するということは、このリンネルの価値表現そのものからは当然に出るというものではない」(新『原論』19-21頁)。
- 11) 「先の上衣による価値表現の単一なる社会関係をさらに展開するものである。リンネル商品の所有者は、その価値表現における種々なる等価商品の所有者に対して直接的交換を許すものであるからである」(新『原論』21頁)。まさにその「展開性」の指摘に他ならない。
- 12) 『資本論』価値形態論の解釈・検討は極めて多いが、例えば以下を参照のこと。久留間敏造『価値形態論と交換過程論』(岩波書店、1957年)、中野正『価値形態論』(日本評論社、1958年)、尼寺義弘『価値形態論』(青木書店、1978年)、武田信照『価値形態と貨幣』(梓出版社、1982年)、奥山忠信『貨幣理論の形成と展開』(社会評論社、1990年)、などをみよ。
- 13) 価値論におけるこの「行動論」の含意に関して詳しくは、例えば山口重克『価値論の射程』(東大出版会、1982年)を参照せよ。ここには、価値論に関わる様々の極めて重要な論点が展開されており、価値論研究において参考にするべき、優れた基礎的参照文献となっている。
- 14) その際、この旧『原論』と比較すると、新『原論』では以下の点の指摘も注目されてよい。すなわち、「等価形態・使用価値の消極化」であって、例えば「しかしこの場合はすでに等価物の使用価値は必ずしも直接消費の対象をなすものとしてではない」(新『原論』23頁)といわれる。いうまでもなく貨幣形態への移行規定をなすといつてよく、その点で興味深い。
- 15) いうまでもなくこの「形態規定の鮮明化」は、単に商品論においてのみならず、宇野原理論体系を意義付ける画期的成果である。この点を解明した文献は数多いが、まず宇野自身の著作として宇野『経済学方法論』(東大出版会、1962年)がもちろん重要だが、それに加えて、例えば、大内力『経済学方法論』(東大出版会、1980年)、岩田弘『世界資本主義』(未来社、1964年)、大内秀明『価値論の形成』(東大出版会、1964年)、降旗節雄『資本論体系の研究』(青木書店、1965年)、鎌倉孝夫『資本論体系の方法』(日本評論社、1970年)、などをみよ。
- 16) 『資本論』・冒頭商品論での「価値実体規定」に関しては、注15の諸文献の他、永谷清『資本主義の基礎形態』(御茶の水書房、1970年)、大内・桜井・山口編『資本論研究入門』(東大出版会、1976年)、前掲、山口『価値論の射程』、小幡道昭『価値論の展開』(東大出版会、1988年)、拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版、1991年)、などを参照のこと。
- 17) この商品の歴史規定性については、例えば、前掲、大内『価値論の形成』、前掲、鎌

倉『資本論体系の方法』の他、鈴木鴻一郎『価値論論争』(青木書店、1959年)などをみられたい。

- 18) 「個別的・性格」に関して詳しくは、前掲、山口『価値論の射程』が何よりも参照されるべきである。
- 19) 「古典派経済学—『資本論』—宇野体系」を巡るいわば「学説史的関係」に関しては、特に前掲、大内『価値論の形成』に詳しい。その「内在的継承関係」にこそ注意しておきたい。
- 20) したがって、「宇野体系は『資本論』の悪しき修正版だ」とする、長きに渡って繰り返されてきた、いわゆる「正統派」からの宇野批判＝「罵倒」は、もし「誤解あるいは無知」でなければ、全く根拠のないものだという以外にはない。しかも、マルクス理論への風圧の強さの中で、その「罵倒」さえも今では姿を消したのは一体どうしたことなのであろうか。
- 21) この「流通形態論視角の明確化」に関しては、前掲、大内『価値論の形成』の他、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』32-33頁を参照のこと。「『資本論』の商品論も事実上商品形態論として構成される方向にあるとあってよいが、しかし『資本論』の場合にはそれが意識的には貫徹させられることなく、むしろ価値実体の直接的規定を通して、商品と価値実体としての労働とがただちに結びつけられることになって、商品規定を『実体』論的に処理する視角が強く残ることになっていた。それに対して宇野氏の展開では、商品論を労働・生産過程には係わらない、むしろそれらを包摂・編成していく流通上の形態として整理されているのであって、そのような形態論的処理によってこそ、商品規定の歴史的・性格——商品の商品たる質的規定性が、その商品自身に固有な内的属性にではなく、その財貨が特有な関係の中で身にまとう一定の社会性にこそあるという特性——もより明確になるのはいうまでもない」(前掲、拙著『価値法則論体系の研究』32-33頁)。
- 22) これらはこの後に継続的に検討していく予定だが、このうち、例えば、「価値尺度論」及び「生産価格論」については、桜井毅『生産価格の理論』(東大出版会、1968年)・『資本論と宇野理論』(有斐閣、1979年)を、また「資本形式論」に関しては、時永淑『資本論における「転化」問題』(御茶の水書房、1981年)を、そしてさらに「地代論」に関しては、大内力『土地所有と地代』(東大出版会、1958年)、日高普『地代論研究』(時潮社、1962年)、をみよ。
- 23) 「個別的・行動論的」視角について詳しくは、前掲、山口『価値論の射程』を参照のこと。
- 24) この「資本一般」に関する諸問題については、前掲、大内『価値論の形成』を参照のこと。
- 25) 宇野体系の問題点に関しては、この商品論をも含めて、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』においてある程度詳細に検討を加えた。宇野体系からの継承・発展こそが課題である。

- 26) ただし、この点に係わる宇野のさらに詳細なニュアンスについては、例えば、宇野編『演習講座 新訂経済原論』（青林書院、1967年）の「質問・回答」や、宇野編『資本論研究』I（筑摩書房、1967年）における「ゼミナール」、などにおいてももう少し深く理解可能であろう。
- 27) この「価値法則論体系」の諸問題については、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』をみよ。そこでは、原理論体系全体に果たす「価値法則論」の位置づけが全体的に考察された。
- 28) その場合、この「交換力」という規定付けに関しては、例えば、前掲、山口『価値論の射程』において適切な問題整理が提起されている。本稿もそれを基本的に継承している。
- 29) 「価値形態論の課題と方法」については、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』81-91頁においてすでにその基本的な検討を終えている。ここではそのエッセンスだけを示した。
- 30) 前掲、拙著『価値法則論体系の研究』547頁。
- 31) 例えば宇野弘蔵『資本論の経済学』（岩波新書、1969年）などを参照のこと。
- 32) 「商品相互関係の法則的規制を基軸にしつつもさらに資本制的生産の生産・再生産および分配関係をも同時に規制する、1つの体系的な『体制法則』に他ならない」（前掲、拙著『価値法則論体系の研究』546頁）。まさに「体制法則」以外ではないその所以であろう。
- 33) 具体的には、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』178-179頁・368-369頁・542-543頁などにおいて、このような構成図式が「価値法則の構成」として立ち入って解明・提示された。
- 34) その点で、このような結論からして、次の課題はいうまでもなく「貨幣論」におかれたいこう。